

子どもたちと向き合う時間の確保に関する意見書

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が喫緊の課題である。

子どもたちの学びを保障し、全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるための条件整備は不可欠である。日本の教育予算は、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育予算を国全体として、しっかりと確保・拡充させる必要がある。

よって、下記の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で、国の学級編制標準より引き下げた「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

豊岡市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣



殿